

広島県告示第六百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成三十年八月二十日までの間、縦覧に供する。

平成三十年八月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

海田市停車場線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
安芸郡海田町新町一九二一番五地先から 安芸郡海田町新町一九二一番八地先まで		新	旧	一一・三〇〇 三八・五〇〇	六・〇〇〇 二・二二〇	一部拡幅 一部幅員減少 不用物件延長 四三・〇〇メートル 県道府中海田線と一部重複
				三八二・二二〇	三八二・二二〇	

一 道路の種類

県道

二 路線名

府中海田線

三 道路の区域

区	間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
		新	旧			
安芸郡海田町中店一九〇七番一地先から 安芸郡海田町中店一九〇七番一地先まで		新	旧	一一・三〇〇 二〇・四〇〇	九・五〇〇 二・〇〇〇	拡幅 県道海田市停車場線と重複
				四〇・六〇〇	四〇・六〇〇	